



静岡県更生保護

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第73回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。
社情 しゃめい



第550号

第73回 “社会を明るくする運動” 特集号

第七十三回 “社会を明るくする運動” によせて



静岡県知事 川勝平太

保護司の皆様をはじめ、保護司会連合会、更生保護女性連盟、BBS連盟など更生保護活動を支える皆様におかれましては、住民の方々が安心して暮らせる明るい社会づくりのために、日頃から各地域において御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、政府は、今後五年度にわたる再犯防止施策の羅針盤となる「第二次再犯防止推進計画」を今年三月に閣議決定しました。計画では、犯罪や非行をした人たちが地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、それぞれの課題に応じた「息の長い」支援を実現していくことなどが示されています。

こうした犯罪や非行の防止と、更生に向けた支援への理解を深めることにより、安全・安心な明るい地域社会をつくるため、本県内の関係機関・団体を挙げて第七十三回「社会を明るくする運動」に取り組んでいるところです。

本運動では、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めていただくための取組などを、七月を強調月間として推進することとしております。

また、本県の総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」においても、富国・有徳の「美しい」ふじのくに「づくりを推進するため」、「誰もが活躍できる社会の実現」を主要な政策の一つに掲げ、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、理解し合い、幸せに暮らしていくことができるよう、諸施策を進めております。

安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くためには、犯罪や非行をした人たちが、県民の皆様の御理解と御協力を得て、再び社会を構成する一員として受け入れられるよう、社会全体で支援することが重要であると考えております。

今後も、犯罪や非行のない明るい社会づくりの運動が、地域に根ざした活動としてますます発展しますよう、皆様のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

第73回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

第73回“社会を明るくする運動”の実施について

ここ数年は新型コロナウイルスの影響により、人を集めての活動が困難であったため、デジタルツール等を活用した広報活動を各地で積極的に実施していただきました。

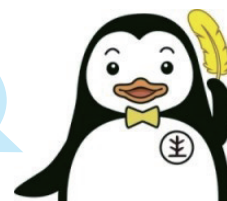
「アフター・コロナ」とも言われるようになった今回は、デジタルツール等を引き続き活用しながらも、各地域の実情に応じて、人が直接触れ合うような活動の展開もお願いいたします。

“社会を明るくする運動”とは？

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

昭和26年から始まり、今年で第73回目を迎え、毎年7月を強調月間としてさまざまな活動が展開されています。また、7月は、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止啓発月間」となっており、“社会を明るくする運動”の推進に当たっては、同法の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしています。

外での活動をするときは、
熱中症に気をつけて！



この運動が目指すこと

- (目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、関係行政機関・民間団体関係者等との連携のもとに、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS 会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

“社会を明るくする運動”に参加しましょう

～第72回の活動の様子から～



小学校付近であいさつ運動(下田市)



焼津市子ども未来部長にぬりえを市内園児に
配付してもらうよう贈呈(焼津市)



市役所内放映モニターにて杜明CM動画を放映(袋井市)



作文コンテスト表彰式(浜松市東区)



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第73回 社会を明るくする運動



第73回運動における 発信の3つのポイント

①接点を増やすこと＝未来の選択肢を増やすこと

立ち直りにおいて必要なのは、「関わりを多く持つこと」「色々な人が様々な場面で少しずつ支えていること」ではないでしょうか。社会に戻り、立ち直ろうとしている人と、そこに暮らす色々な人との“接点を増やし”、様々なつながりをもつことによって“未来の選択肢を増やすこと”ができるのではないのでしょうか。

②現場の活動にフォーカスを当てる

①のためには、地域に暮らす人々が「生きづらさ」に寄り添うこと」がもたらす効果や意義を、地域コミュニティの中で、実感あるいは共感することが必要です。そのきっかけとなるように、「現場の更生保護ボランティアの活動」をより一層発信します。

③関わり方の多様性を拡大

運動において大事なことは、これまで関心がなかった人に、“社会を明るくする運動”を通じて、「更生保護ボランティアの活動」を知り、実際のアクションを起こしてもらうことです。多様なアクションを引き出す多彩なコンテンツの提供に努めます。

(法務省保護局参考)

第73回“社会を明るくする運動”県内の取組

○イエローライトアップ

第72回から、県内の施設を“社会を明るくする運動”強調月間の7月に、更生保護のシンボルカラーである黄色にライトアップする活動を行っています。第73回は、第72回よりも4施設増え、以下の7施設のイエローライトアップを行います。

- ・ 韮山反射炉（伊豆の国市）**NEW!!**
令和5年7月7日（金）～同月17日（月）
- ・ 沼津港大型展望水門「びゅうお」（沼津市）**NEW!!**
令和5年7月6日（木）～同月12日（水）
- ・ 静岡市役所静岡庁舎本館「あおい塔」（静岡市）
令和5年7月3日（月）～同月31日（月）
- ・ 掛川城（掛川市）**NEW!!**
令和5年7月1日（土）～同月7日（金）
- ・ 浜松城（浜松市中区）
令和5年7月1日（土）～同月7日（金）
- ・ 静岡大学浜松キャンパス（浜松市中区）
令和5年7月3日（月）～同月9日（日）
- ・ 静岡刑務所（静岡市）**NEW!!**
令和5年7月3日（月）～同月7日（金）

○第73回“社会を明るくする運動”フォトコンテスト@静岡

第72回から、標記フォトコンテストを強調月間である7月に開催しています。第73回も下記のとおり実施しますので、御応募お待ちしております。

※詳細は各 SNS または静岡保護観察所ホームページを御覧ください。

・ 募集期間

令和5年7月1日～同月31日

・ 応募方法

1. Instagram または Twitter の公開アカウントで @shamei_shizuoka をフォロー
2. 静岡県内で“社会を明るくする運動”に関連した写真を撮影
3. 本文に「#社明73静岡」と撮影場所を記入し、写真を投稿

社明のフォトレームです。ぜひ読み取って、
写真を撮影、投稿してみてください。



また、「“社会を明るくする運動”静岡県推進委員会事務局」の SNS では、静岡県内の“社会を明るくする運動”の取組や関連した写真を投稿しています。各地区推進委員会において投稿してほしい内容や社明に関わる素敵な写真がありましたら、以下までデータをお送りください。



Instagram



Twitter

【担当】静岡保護観察所企画調整課内

第73回“社会を明るくする運動”静岡県推進委員会事務局

電話：054-253-0191

メール：shizuoka-hogo-common@i.moj.go.jp

「運営助成会員」の募集

「更生保護協会」は、静岡県下の犯罪予防と更生保護事業の充実と発展を図るため、昭和二十七年に有識者により、財団法人として設立され、平成八年から「更生保護法人」として活動しています。

当協会の主な事業は、保護司の活動や更生保護施設等に対する助成事業と更生緊急保護対象者の就職の促進や補導援護活動等とともに、広く「犯罪の予防と更生保護の啓発・広報活動」ですが、これらの活動は、篤志家である「保護司」の方々の尽力と熱意だけでは成し遂げられず、広く地域社会の多くの方々のご理解とご協力が必要です。

そこで、当協会の事業をご理解いただき、ご支援をいただく場合には、「運営助成会員」となっていただき、ご協力をお願いしています。

この会員には、更生保護の趣旨にご賛同いただける方々の任意により、三種【特別（年間一万元以上）・賛助（年間五千元以上）・普通（年間千円以上）】の区分があります。

なお、会費及び寄付金については、個人・法人ともに税法上の優遇措置を受けられることになっており、また、会費の納付は、地区保護司会において振込によることも可能ですので、お尋ねください。

静岡市葵区追手町九番四五号

更生保護法人

静岡県更生保護協会

理事長 土屋 雄二郎

保護司の声を聴く — Part4 —

第五四七号から、「保護司の声を聴く」の連載を始めました。この企画では、各地区の保護司さんに様々な質問に答えていただいています。また、質問の一部は、前号の保護司さんからの質問となっており、リレー形式で質問と回答が続いています。県内で活動する保護司さんの多様な経験や取組を是非お楽しみください。

質問

- ① これまでの保護司活動で印象に残っていることは何ですか。
- ② 今後の保護司活動で、やってみたい、または力を入れたい取組は何ですか。
- ③ (三島から大仁) 対象者との面接場所として公民館等を活用する場合の問題点や課題について聞きたい。
- ④ (駿河区から焼津) 対象者の面接・指導以外で、保護司活動の範囲及び活動効果をどのように考えているか。
- ⑤ (南磐田から浜松市中区) 薬物事犯者の面接方法について。
- ⑥ 他の保護司に聞いてみたいことは何ですか。



大仁地区保護司会 瓜島 信行
保護司歴 約二十一年

- ① 環境調整を続ける中で妻は引受人になるし、かりした意思を持っていたが、仮出所が近づくと態度が曖昧になってきた。逮捕は突然のことなので、刑務所へ面会に通ったものの限られた面会時間もあり、夫と事件のことを話し合っただけで不安になってきた。また幼かった孫には事件の事を話せてないが、小学校の高学年になって世間のことが解るようになっていく。どうしたら良いか。共に悩み対処したが、別居している中で観察期間は終わった。その後の事は知り得ないが、対象者は孫に会えたのだらうか、良いジイジだったと思う。被害者の苦しみは勿論だが、加害者、その家族の苦しみを今も思う。
- ② 持続可能な保護司制度にする為、待遇など行政的な評価を高めていきたい。
- ③ 対象者との面接場所を保護司宅に頼っていくことは難しくなってきた。大仁地区で公民館の使用は未だないので具体的に答えられませんが、各地区の様々な事情に柔軟に対応し、面接場所を確保することは必要になっていくと思います。
- ④ 保護司の人材確保をどのように進めていますか。
- ⑤ ④の質問については、次回、伊東地区が回答。



焼津地区保護司会 鎌田 雅彦
保護司歴 約十五年

- ① 前科7犯全て薬物事犯で検挙された彼女は観察中に自損事故を起こし、遵守事項違反の瀬戸際となり担当保護司が私に変わりました。多数の保護司を経験している彼女から見ると、私が最もいい加減な保護司だったそうです。彼女は安堵したかもしれませんが、メールは毎日交わり、断酒会も薬物再乱用防止プログラム時にも一緒に行きました。面接は往訪とし、就労、健康、態度を観察しながら信頼を築き、これからは絶対に嘘はつかない、困らせないといい、きっぱり薬を止めました。不安がなくなり、堂々と生きる自由を感じ、遵守事項違反もなく4年の保護観察が終わりました。
- ② 対象者が参加しやすい状況を作り、社会貢献活動が理想活動にならない努力。
- ③ 対象者を主体に同目線で接し、学校や地域と積極的に活動する。
- ④ 保護司適任者の確保は、難しい活動で減少は必至です。何か対策をお持ちですか。
- ⑤ ④の質問については、次回、藤枝地区が回答。



浜松市中区保護司会 左右田 泰丈
保護司歴 約十七年

- ① 保護司になってしばらくしてからの環境調整中、少年院に入っている対象者を訪問し、直接面接したことです。手紙だけでは本人の意志がよく分からなかったため、保護観察官に相談したところ、「一度会ってきたらどうか」と勧められ、実際に会いました。本人や家族も喜んでくれ、意志を確認でき、その後の家族との調整も保護観察もうまくいきました。
- ② 浜松市中区保護司会の広報誌を長く担当しています。今後もよりよい広報誌を目指して企画、編集します。
- ③ 特に面接方法は変わりませんが、環境調整中から、引受人(家族)との関係性を作り上げました。不安事項が生じた場合も、保護観察官のアドバイスを受け、引受人に安心感を持ってもらうよう心がけました。保護観察中は、保護観察官と連絡を取り、プログラムの様子を参考にしたり、本人の生活や交遊関係、家族との関係性を確認したりしました。本人は不安があるとまた薬物にいきそうだと述べていたので、不安やストレスの解消を意識した面接でした。
- ④ 地区の広報誌には、どのような内容を求めていますか。
- ⑤ ④の質問については、次回、浜松市東区が回答。

春の叙勲・褒章(敬称略)

瑞宝双光章

(静岡市清水) 鏡 島 元 昭

(静岡市駿河) 市 川 博 道

藍綬褒章

(島 田) 原 田 全 修

(富 土) 黒 川 信 也

(南 磐 田) 田之上 正 子

死亡者叙位(敬称略)

(令和五年三月十二日)

(静岡市葵) 松 本 英 資

保護司の異動(敬称略)

死 亡

(五月二十九日)

(浜松市西) 宮 本 鉄 予 志

退 任

(四月三十日)

(静岡市清水) 佐 藤 勝 則

(五月三十一日)

(掛川市) 窪 野 衛

(六月三十日)

(浜松市東) 長谷川 栄 市

任期満了

(下 田) 鈴 木 敏 子

(三 島) 露 木 博 子

(三 島) 瀬 古 淳 子

(大 仁) 真 田 幸 吉

(大 仁) 内 藤 歆 修

(北 駿) 府 川 和 雄

(北 駿) 湯 山 荃

(沼 津) 鈴 木 か 子

(富 土) 高 田 晴 江

(富 土) 興 水 ま ゆ み

(富 土) 佐 野 孝 秀

(富 土) 平 野 正 明

(静岡市清水) 大 石 順 一

(静岡市駿河) 渡 邊 次 男

(静岡市駿河) 杉 浦 達 彦

(島 田) 原 田 全 修

(南 磐 田) 大 場 孝 純

(南 磐 田) 吉 筋 久 美 子

(浜松市中) 中 田 信 吾

(浜松市中) 見 野 佐 枝 子

(浜松市中) 山 田 哲 弘

(浜松市南) 内 野 愛 佳

(浜松市南) 三 好 承 治

(浜松市北) 吉 田 俊 夫

令和五年七月一日付け

新任保護司

(三 島) 鈴 木 泰 博

(三 島) 横 山 雅 人

(大 仁) 金 子 随 容

(大 仁) 森 嶋 偉 夫

(北 駿) 相 原 正 和

(北 駿) 湯 山 眞 仁

(富 土) 小 倉 徹 也

(富 土) 稲 葉 秀 敏

(富 土) 深 澤 恭 徳

(富 土) 遠 藤 穂 澄

(富 土) 櫻 井 洋 二

(富 土) 加 々 美 勝 昭

(富 土) 日 原 誠

(富 土) 興 水 和 男

(富 土) 志 村 一 彦

(富 土) 佐 野 富 治

(静岡市清水) 齋 藤 美 穂

(静岡市清水) 佐 藤 哲 也

(静岡市清水) 中 村 康 祐

(静岡市清水) 鈴 木 一

(静岡市清水) 栗 田 和 明

(静岡市清水) 岡 村 真

(静岡市清水) 内 藤 達 男

(静岡市葵) 遠 藤 司

(静岡市駿河) 山 野 井 実

(静岡市駿河) 石 田 容 丈

(焼 津) 岡 本 久 美 子

(藤 枝) 伊 藤 淳 也

(藤 枝) 酒 井 宏 子

(藤 枝) 酒 井 達 陽

(藤 枝) 片 岡 宏 太

(島 田) 落 合 琴 江

(島 田) 清 水 唯 史

(島 田) 藤 田 明 宏

(榛 原) 名 波 広 之

(榛 原) 原 口 昌 代

退任保護司連絡協議会

令和五年六月二十一日(水)、
もくせい会館にて、退任保護
司連絡協議会を開催しまし
た。当日は令和五年六月に退
任された方のうち、十三名の
方にお越しいただきました。

(掛川市) 伊 藤 美 幸
(掛川市) 村 松 興 樹
(浜松市南) 間 宮 年 弘
(浜松市南) 水 野 典 子
(浜松市北) 山 本 雅 治
(浜松市天竜) 太 田 利 実 保



「静岡県保護司友の会」
令和五年度総会を開催

「静岡県保護司友の会」は、
平成十七年六月に静岡県内の
退任保護司を会員として設立
され、静岡県下の更生保護機
関・団体との情報交換及び会
員相互の親睦等を図ることを
目的として、これまで十八年
間活動を続けており、現在、
会員数は六十五名であり、今
年度は、六月二十七日に静岡
保護観察所会議室において総
会を開催しております。

